てんえい縁結び応援サポーター事業実施要綱

令和２年３月２５日

告　示　第１９号

（目的）

第１条　結婚を希望する方の支援に地域社会全体で取り組むため、未婚者に対

し出会いの機会の拡大や婚活に関する情報提供等を行うボランティア「てん

えい縁結び応援サポーター」（以下「サポーター」という。）を設置するにあ

たり必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第２条　サポーターは、前条の目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

1. 独身男女の出会いの機会創出に繋がる活動
2. 独身男女の交際から結婚に至るまでの支援活動
3. 県や村が実施する結婚支援事業への協力
4. 研修会、情報交換会等への参加
5. 活動内容等についての報告
6. その他、結婚支援に繋がる活動

（登録要件）

第３条　サポーターの登録を受けようとする者は、次の要件を満たす者とする。

1. 村に関わりがあり、この事業の趣旨に賛同できること
2. 村内に住所を有する方、若しくは村内に勤務している概ね３０歳以上の既婚者で、結婚のアドバイスができること

（３）村民から信頼され、個人の秘密を守れるものであること

（４）営利を目的とした結婚斡旋業者でないこと

（５）宗教活動等を目的としていないこと

（６）ボランティア保険に加入していること

（登録申請）

第４条　サポーターの登録を受けようとする者は、てんえい縁結び応援サポーター登録申請書（様式第１号）（以下「申請書」という。）及びてんえい縁結び応援サポーター誓約書（様式第２号）に身分証明書を添えて村長に申請しなければならない。

（登録決定等）

第５条　村長は、申請書の内容を審査し適当と認めるときは、サポーターの登録

を決定し、てんえい縁結び応援サポーター登録証（様式第３号）を交付する。

（登録の取り消し）

第６条　村長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取

り消すことができる。

1. 宣誓書に掲げる事項に違反したとき。

（２）第３条の要件を満たさなくなったと認められるとき。

1. 虚偽の申請により登録されたと認められるとき。
2. 地位又は活動上知り得た情報を利用し、結婚支援以外の活動を行ったと

認められるとき。

1. 天栄村暴力団排除条例（平成２４年天栄村条例第１号）第２条第１項の

２号及び３号に規定する暴力団員等であると認められるとき。

1. 本人から登録取り消しの申し出があったとき。
2. その他サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。

２　村長は前項の規定により登録を取り消したときは、てんえい縁結び応援サ

ポーター登録取消通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（支援等）

第７条　村長は、サポーターに対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

1. 活動に繋がる情報の提供
2. 活動に必要な知識等を習得する機会の提供
3. その他、活動に有益と認められる事項

（任期）

第８条　サポーターの任期は、登録した日から１年を経過した日の属する年度

の３月３１日までとする。ただし、再任は妨げないものとする。

（成婚報償金）

第９条　サポーターは、仲介により婚姻が成立したときは、婚姻後３ケ月以内

に、村長に対してんえい縁結び成婚報告書（様式第５号）と併せ、てんえい縁

結び応援報償金支給申請書（様式第６号）により、報償金を申請することが

できる。

２　村長は前項の提出があった場合、婚姻１組につき１０万円の報償金をサポ

ーターに支給することができる。

３　村長は、第１項の申請があったときは、次に掲げる条件をすべて満たしてい

　るか審査するものとする。

1. サポーターの仲介により結婚し、婚姻届が受理されていること。
2. 当該婚姻者双方が、婚姻後３ケ月以内に天栄村に住民登録をしている

こと

1. 婚姻者が、サポーターの活動により結婚したと認めていること
2. 婚姻に至った者がサポーターの３親等内の親族でないこと
3. 偽装結婚と認められないこと
4. あらかじめ結婚意思がある者同士への仲介、助言でないこと
5. 同一人同士の再婚でないこと
6. その他報償金支給申請書に記載した内容が、当該事業の目的に合致し

ていると認められること。

４　村長は、前項の審査の結果報償金の支給を決定したときは、第１項の申請を

受けた日から起算して３０日以内にてんえい縁結び応援サポーター報償金支

給決定通知書（様式第７号）により当該申請者に通知するものとする。

５　報償金を支給した後に、第１項の申請書に虚偽記載があること又は第３項

の条件を満たしていないことが判明したときは、申請者は報償金を村長に返

還しなければならない。

（報告）

第10条　サポーターは四半期ごとの活動状況について、活動報告書（様式第８

号）により村長に報告しなければならない。

（守秘義務）

第11条　サポーターは、活動上知り得た情報を適切に管理し、むやみに第三者

に漏らしてはならない。登録を取り消した後も同様とする。

（事務局）

第12条　この要綱に関する事務は、天栄村企画政策課が行う。

（免責事項）

第13条　サポーターの活動における、相談者その他の関係者に係るトラブル、

苦情等については、村は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第14条　この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。